

外務員の処分について

本協会は、本日、本協会の会員に所属する外務員に対し、金融先物取引法第99条及び外務員の登録等に関する規則第11条第1項に基づき、下記のとおり処分を行いました。

記

1. 処分対象外務員が所属する会員名

リテラ・クリア証券株式会社

2. 処分対象外務員の役職名（当時）

執行役員インターネット企画部長

3. 法令等違反行為の概要

外務員（執行役員インターネット企画部長）は、法第68条第1号から第4号まで及び同条第5号に規定する施行令第13条第2号並びに広告に関する自主規制基準第5条第1項に違反し、平成18年3月31日から同年10月1日までの間、ダイレクトメールのほか6種類の媒体により金融先物取引業務についての広告を行うに際し、表示すべき事項を表示しないまま広告を行っていた。

これらの行為は、法第68条第1号から第4号まで及び同条第5号に規定する施行令第13条第2号並びに広告に関する自主規制基準第5条第1項に違反するものであり、当該外務員は法第99条第2号に該当すると認められること。

4. 処分内容

職務停止3週間

以 上